

## ◇ 所得補償保険の保険金

**Q** : 私は、土砂の採取業を営んでいますが、作業中に土砂が崩れて足を骨折し、1か月間仕事を休みました。それに伴って、かねて損害保険会社と締結していた所得補償保険に基づいて保険金をもらいました。

ところで、この保険金も事業所得として所得税がかかるのでしょうか。

**A** : 所得補償保険の保険金は非課税となります。

### 【解説】

所得補償保険は、傷害や疾病によって仕事ができなくなったときに、その仕事ができない期間に応じて計算した保険金を被保険者に支払う内容のものです。

この所得補償保険に基づく保険金の金額は、過去の平均所得等を基礎として定められていますが、被保険者がケガや疾病により就業できなくなった場合に支払われるもので、保険事故のために収入が得られなくなったかどうかにかかわらず支払われます。

したがって、それは「身体の傷害に基因して支払いを受けるもの」に該当するものとされ、被保険者が受け取る保険金については、所得税は課税されません。

ちなみに、この場合の支払保険料については、業務についての費用にはなりませんので、事業所得の必要経費に算入することはできません。

